

論文

アンデス牧民共同体における制度と慣習 — 共同体の土地区分に着目して

鳥塚あゆち AYUCHI TORITSUKA

関西外国語大学 KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

要旨

ペルー共和国の行政・領域単位のひとつであるコムニダ・カンペシーナ (Comunidad Campesina) は、1960 年代後半に実施された農地改革により制定された。これにより、共同体には自治が認められ、不可侵の領域を所有し、成員は用益権をもつことが規定された。この制度を変えたのは、フジモリ大統領の政権下で 1995 年に公布された「土地法」である。その目的は、新自由主義経済政策の一環として、コムニダ・カンペシーナの土地を自由市場に開放することにあった。しかしながら、実際には私有地化は進まず、政府が目指した理想と実態とのあいだには溝があるのが現実である。

私有地化が進まない要因のひとつは、コムニダ・カンペシーナにおける土地運営のあり方が一様ではないことにあると考えられる。しかし、土地の保有権や用益権、使用方法については詳細な報告が少ない。とくに牧草地利用については部分的な記述が多く、制度との関わりについても不明な点が多い。そこで本稿では、牧畜を専業とする牧民共同体において実施された牧草地の区分・再区分の問題を取り上げ、牧草地利用の実態を例示し、コムニダ・カンペシーナにおける土地制度と慣習とのあいだのダイナミズムについて議論した。

土地区分後に表面化していた問題は、区画面積や区分方法の不平等性、区画間の境界をめぐるものであった。本稿では、これらの問題が解決しない要因について考察し、背景にある成員間の根本的な人間関係や意見の異なる相手への見方、生業や生活形態に対する世代間の考えの相違、区分記録の正当性における二重規範が関係していると指摘した。また、問題の表面化によって、人びとが場所性や慣習・経験を重視していることも明らかとなった。当該共同体では、問題が付議された総会は成員が参与する交渉の場となっており、そこでの決定や合意を共有することが共同体を維持するための共同性としてはたらいっていると考えられる。

キーワード

アンデス牧民社会、コムニダ・カンペシーナ、土地制度、牧草地の細分、慣習

目次

- I はじめに
- II ワイリャワイリャ共同体
- III 牧草地の利用方法と土地区分
- IV 牧草地の分割と境界をめぐる問題
- V 土地区分・再区分問題の争点
- VI 制度と慣習の間
- VII おわりに

I はじめに

I-1 問題の背景：農地改革と土地法

本稿は、アンデス牧民共同体における牧草地の分割の事例から、コムニダ・カンペシーナ（Comunidad Campesina）¹における制度と慣習のせめぎ合いの様相を明らかにすることを目的とする。

ペルー共和国におけるコムニダ・カンペシーナとは行政・領域単位のひとつであり、1969年に実施された農地改革により新たに制定されたものである。ラテンアメリカでは1960年代に多くの国で農地改革が実施され、ペルーにおいては1968年に軍事クーデターによって前政権を倒したフアン・ベラスコ（Juan Velasco）政権下で、実質的に農地改革が進んだ〔石井 2008:241-271; 木村 2018:4-5〕。これを受け、1969年6月には農地改革法17716号（Ley de Reforma Agraria）が公布された。農地改革の目的のひとつは、地方で政治・経済的権力や領土を拡大していたアシエンダ（hacienda）と呼ばれる私有大農園を解体して土地所有の不均衡を是正し、先住民の土地を回復することにあつた²。

農地改革法では、それまでのコムニダ・インディヘナ（Comunidad Indígena）はコムニダ・カンペシーナと改称され、自治が認められ、成員（comunero）は土地の用益権をもつと規定された。農地改革法に基づき制定された法令24656号（Ley General de Comunidades Campesinas）および24657号（Ley de Comunidades Campesinas Deslinde y Titulación de Territorios Comunales）³では、コムニダ・カンペシーナは明確な境界のある領域をもち、国はその領域の所有権を保障し、土地の独占は禁止され成員で共有されるものと定められた。土地は差し押さえや譲渡の対象にはならず、土地の用益権や他の資源へのアクセス権は成員によって規定される。この共有地はまた、成員の共同利用を基本とした。農地改革では、先住民社会の伝統や文化、慣習が尊重され、その領域も不可侵のものとして国によって保護されるものとなった。

この制度を大きく方向転換したのは、アルベルト・フジモリ（Alberto Fujimori）大統領の政策である。フジモリ政権では、新自由主義経済政策の一環として農地改革法が廃止され、1995年7月に土地法（Ley de Tierras 26505号）⁴が公布された。制定の目的は、経済活動の活性化に向けた民間投資促進のため、共同で所有・管理されてきた共同体の農地や牧草地、および協同組合の土地の私有化を制限する規定を廃することにより、国家は土地所有権への自由なアクセスを保障した。コムニダ・カンペシーナにおいては、総会で決められた経営組織形態を自由に採用できることとし、土地の譲渡・抵当・賃貸等の権利を認めた〔石井 1999:68-70; 2008:273-276〕。コムニダ・カンペシーナの土地も他の土地同様、制度的には売買が可能となり、組織としても既存の形態を維持することもできるし、他の組織として編成することも成員の自由選択によることになった。これ以降、国家はコムニダ・カンペシーナを国の行政単位のひとつとみなしながら

¹ “Campesina”には「田舎の」「農民の」といった意味があり、一般的に Comunidad Campesina は「農村共同体」や「農民共同体」と訳出される。しかし、Comunidad Campesina には多様な生業形態があり、それを構成する成員の生業は「農業」に限定されるわけではない。本稿で扱う共同体には農地がなく、人びとも生業集団としての「農民」ではないため、生業の区別を重視し、本稿では Comunidad Campesina に対し「農村共同体」「農民共同体」の名称は用いない。ここでは、法的・制度的に規定される共同体は訳出せずに「コムニダ・カンペシーナ」とし、制度とは関係なく対象社会を指す場合は「共同体」と表記する。なお、農地改革以前にあった Comunidad Indígena は、一般的に「先住民共同体」と訳出される。

² ラテンアメリカの他地域における農地改革と土地制度の経緯は、それぞれの国の状況を反映している。例えば、コロンビアでは1961年と1994年の農地改革により土地の集中化が是正され、94年の改革では市場を通じた土地の再分配が促進され、未開墾地の私有化が進んだという〔千代 2013〕。チリでは70年代初めに、ピノチェト（Augusto Pinochet）軍事政権下で早くから新自由主義政策が導入された。生産性向上のために農地の再分配が行われ、土地の所有権が保障されて自由取り引きが促され、これが新たな農地の集約につながった〔村瀬 2013〕。メキシコでは、農地改革で誕生したエヒード（ejido）と呼ばれる共同耕地については1992年の憲法改正で私有化が認められたが、その一方で共同体の土地に関しては憲法改正後も共有地のままであると述べられている〔谷 2013; 禪野 2006〕。農地改革自体はラテンアメリカで広く実施されたものの、土地制度はそれぞれの国の土地保有と使用状況に応じて異なるものとなった。

³ 法令24656号と24657号は1987年4月に公布された。

⁴ 正式名称は、Ley de Inversión Privada en el Desarrollo de las Actividades Económicas en las Tierras del Territorio Nacional y de las Comunidades Campesinas y Nativas。

らも、実際の運営や存続については介入しないこととなったと言える。

新自由主義政策における土地の私有化は、理論的には土地への投資を可能にし、生産性を高めることになるだろうが、すぐさまコムニダ・カンペシーナの共有地が解体されたわけではなかったと述べられている [Mayer 2002:324]。また、そもそも、アンデスのコムニダ・カンペシーナにおける土地利用については、農耕地は成員に分割され個別で利用・相続される一方、牧草地は分割されずに共同で管理・利用されるとも述べられるように [石井 2008:249]、土地の利用形態は生業によって異なり、必ずしもすべての土地が共同で利用されていたわけではない⁵。つまり、農地改革法で定められた制度が厳密に機能していたとは言い難いのである。

土地法による制度的変化の決定も、すぐにコムニダ・カンペシーナに制度の変革をもたらしたわけではない。影響がゆっくり及ぶコムニダ・カンペシーナでは、法制度による改革の目的もすぐには達成されず、現実には目的とされた理想とは異なる⁶。したがって、牧民共同体においても同様に、何の問題もなく共有の牧草地が細分化され、私有地化が達成されて集約的な牧畜へと発展してゆくと考えるのは、実態から乖離していると言わざるを得ない。土地の売買においても、法制度上はコムニダ・カンペシーナの土地も売買可能となったが、実際には自由な取り引きがすぐに実行されたわけではなく、そこにはそれぞれの事情が関係していると考えられる。

I-2 問題の所在

筆者が 2004 年から現地調査を継続しているクスコ県のワイリャワイリャ (Huaylla Huaylla) 共同体もコムニダ・カンペシーナであるため、土地の所有権は共同体にあり用益権をもつ成員が自由に土地を売買することはできない、という規定にしたがって土地を運用してきた。土地法公布後も、現在まで、領域の一部が売買されたということはないし、共同体内部の成員間での売買も確認できない。

このような状況のなか、ワイリャワイリャ共同体では 1997 年に共同体の土地を分割し、各成員が使用できる牧草地の範囲を明確化した。ところが土地区分では、すべての成員に対して平等に、また均等に牧草地の分割が行われたわけではなかったため、区分をめぐる問題はたびたび表面化してきた⁷。さらに、土地区分は議事録にも記録された決定事項であると思われたが、2016 年に総会 (Asamblea General) で土地の再区分が提案されたことで再区分賛成派と反対派で議論が交わされ、97 年の土地区分の正当性に関しても主張が分かれた。

このようなコムニダ・カンペシーナの実相、とくに土地に関する調査・研究は多くはない。アンデスにおけるコムニダ・カンペシーナの土地に関するこれまでの研究は、農地改革による土地制度の変革を受け、アシエンダ領土のコムニダ・カンペシーナへの譲渡、アシエンダを解体した後に組織された合同企業や協同組合とのあいだの軋轢に焦点が当てられてきた [Del Pozo-Vergnes 2004; Flores Ochoa y Nuñez del Prado Bejar 1983; Gómez Rodríguez 1977; Isbell 2005; 木村 2006, 2018; Mejía 1977; Orlove and Custred 1980]。アシエンダとコムニダ・カンペシーナを単純な対立構造として捉えることや、精査することなく共同体内の平等性を語ることに對する懸念は木村によって指摘されており、共同体であっても平等に土地を使用しているわけではないことが農地の保有権から例示されている [木村 2003:24]。

本稿の議論の中心となるコムニダ・カンペシーナの牧草地については、保有権や用益権の全体像がわかる詳細な報告事例は少なく、部分的な記述であることがほとんどである [Casaverde 1985; Mayer 2002;

⁵ 農耕地には個別使用の耕地と共同耕地があり、共同耕地では地味の回復と病害虫からのリスク回避のため耕作（休閒）ローテーションシステムがとられている。共同耕地であっても実際は個人（家族）が占有し、相続されると述べられるように [木村 1997; 山本 2014]、制度的には共有地の共同利用が前提であっても、実際の利用方法は制度とは符合しないこともある。

⁶ このような傾向はペルーに限ったことではなく、メキシコでも法改正で共同耕地の私有化は可能となったが、すぐに売却されることはなかったという [石井 2008:190, 195; 谷 2013:24-25]。

⁷ これらの問題についての具体的な事例は別稿において報告した [鳥塚 2009b]。本稿では、その後の調査で明らかとなった事例を加え、制度と慣習の問題に焦点を当てて考察する。

Palacios Ríos 1988]。牧草地の用益権は個人にあっても、土地全体の管理は共同体で行うものとされ、牧草地の境界についての問題を解決する権限は共同体がもつと述べられている [Mayer 2002; Pinedo 2000]。しかしながら、これらの先行研究では、土地法による制度的変化を共同体の人びと自身がどのように捉えたのかといった、制度と実態の相互関係の詳細については論じられていない。

牧草地の分割については、放牧には一定の広さの牧草地が必要であることから分割は容易ではないと述べられてきた [Flores Ochoa 1968:30; 稲村 1995:78]。そのなかで、ワイリャワイリャのように牧草地の分割を実施した地域もあったようで、細分化したことで放牧範囲が限定され、過放牧が問題となっているという事例も報告されている [Casaverde 1985; Pinedo 2000]。他方で、共同体を離れる成員もおり牧草地不足にはならないため、「共同体内には土地や牧草の所有に関わる軋轢はない」とも言明されている [Gómez Rodríguez 1977:246]。これらは、当該共同体の領域面積と、成員数や所有する家畜数との関係、家畜種の相違、共同体における牧畜のあり方、また細分化の方法とも密接に関わる問題であると考えられるが、これらのことが十分に議論されているとは言えない。

コムンダ・カンペシーナだからと言ってすべての成員に平等に土地が割り当てられているわけではないことは容易に想像できるし、平地の区画分けとは異なり、起伏のある土地を均等に分割することは不可能である。しかしながら、農耕地であっても牧草地であっても、不平等性を実証する土地保有の定量的データが提示されたことはこれまでにない [木村 2003:23-24]。また、すでに述べたように、コムンダ・カンペシーナ内での牧草地の利用方法や土地の運用・分割についての詳細な報告も、筆者が知る限りない。

以上のことから、本稿では、ワイリャワイリャ共同体における土地区分と再区分の事例から、法で定められた制度と現実のはざまでせめぎ合う人びとのダイナミズムを明らかにしたい。着目するのは牧民共同体の一事例ではあるものの、問題は共同体内部で突如として発生したものでもなければ、まったく外部と関わりのない成員間のもめ事でもなく、コムンダ・カンペシーナであるがゆえに複雑化した解決困難な問題であると考えられる。したがって、この事例を考察することにより、ペルーにおけるコムンダ・カンペシーナの制度的問題と共同体がおかれている現状の一端を解明することができるだろう。

なお、ワイリャワイリャでの現地調査は、2004 年から 2017 年にかけて参与観察と聞き取り調査を中心に行った。2017 年にはいくつかの区画範囲をハンディ GPS で計測し、定量的データを収集した。以下、本文では、共同体成員の人名についてはすべてアルファベットで表記する。

II ワイリャワイリャ共同体

II-1 調査地の概要

ワイリャワイリャ共同体は、クスコ県 (Departamento de Cusco) チュンビビルカス郡 (Provincia de Chumbivilcas) リビタカ区 (Distrito de Livitaca) に属するコムンダ・カンペシーナである (図 1)。領域面積は 105km² であり、標高約 4200~4900m の高地にすべての領域が含まれる。領域全体は、約 40 戸の住居がある中心村落のほか、3 つのセクターに分かれる。人びとの多くは中心村落に大きめの住居を、3 つのセクターのうちのひとつに「エスタンシア (estancia)」と呼ばれる放牧地を複数もっている。各エスタンシアには住居と家畜囲いがあり、その周辺に牧草地が広がる。人びとは通常は、家畜とともにエスタンシアで生活し、集会や祝祭時に中心村落の住居を利用する。後述するように、現在は各家族が、セクター内部で分割された区画の中に平均で 3 つのエスタンシアをもち、日々の牧畜活動を行っている。

一年の気候は、10~4 月の雨季と 5~9 月の乾季に大きく分かれる。共同体の最低標高は 4200m で農作物を育てるのは困難であり、農地はまったくもたず、人びとは専門的に牧畜を営んでいる。したがって、本稿で扱う「土地」には農地は含まれず、すべて牧草地である。飼養している家畜は、南米ラクダ科動物のリヤマ (llama) とアルパカ (alpaca)、ヒツジ、ウシ、ウマである。主要な牧畜家畜はリヤマ、アルパカ、ヒツジの 3 種であり、ウシとウマの割合は他の家畜に比べて極端に少ない。聞き取りからの統計によると、

共同体全体での家畜所有頭数は、すべての種類を合わせて約 7000 頭であった⁸。一家族で平均リヤマ 30 頭、アルパカ 65 頭、ヒツジ 45 頭ほど所有していると計算できる。それぞれの中央値は、リヤマ 22 頭、アルパカ 30 頭、ヒツジ 30 頭であった。

共同体の人口は約 360 人であり、50 家族ほどが生活している⁹。2 年に一度実施される共同体の自治委員会選挙時に有権者名簿が作成され、名簿への登録により正式な共同体の成員と認められる¹⁰。自治委員会（Junta directiva de la comunidad）は、村長（Presidente）、副村長（Vicepresidente）、書記（Secretario）、会計（Tesorero）、検察役（Fiscal）が各 1 名と、連絡係（Vocal）2 名の計 7 名から成る。これらの役職を務めるのは、住民登録された成員でなければならないと前出の法令 24656 号に定められている。役職は一般に、成員からは「カルゴ（cargo）」と呼ばれている。自治委員会のおもな役割は、月に一度、定期的に総会を開くことであり、総会では共同体の政策決定や問題事項の解決などについて話し合い

が行われ、連絡事項の周知もされる。コムニダ・カンペシーナでは、実質的にこの総会が共同体の意思決定機関となっている。

結婚は居住地変更の機会となる。居住規制の特別な決まりはないものの、夫方居住が比較的多い。現在では成員の多くがスペイン語にも通じているとはいえ、彼らの母語はあくまでもケチュア語である。したがって、当該共同体は文化的には先住民社会と認識される。

II-2 コムニダ・カンペシーナの承認と領域の画定

成員からの聞き取りによると、かつては当該共同体周辺では、隣接する共同体の領域を包含するかたちでアシエンダが存在し、ワイリャワイリャの一部も領土として所有していたという¹¹。そこでは使用人によって家畜が放牧され、領主であるアセンダード（hacendado）が高地の所有地を訪れることは稀で、共同体全体に与えていた影響は少ない。農地改革後にこのアシエンダは接収され、リビタカ区に属するケウインチャ（Quehuincha）共同体のものとなった。

ワイリャワイリャは、かつては母村（madre）であるケウインチャ共同体の属村（anexo）として存在していたが、コムニダ・カンペシーナとして分離・独立した。法人登録簿（Registro de Personas Jurídicas）には、1995 年 10 月 24 日が承認日として記載されている。独立はワイリャワイリャの人びとが望み、母村と

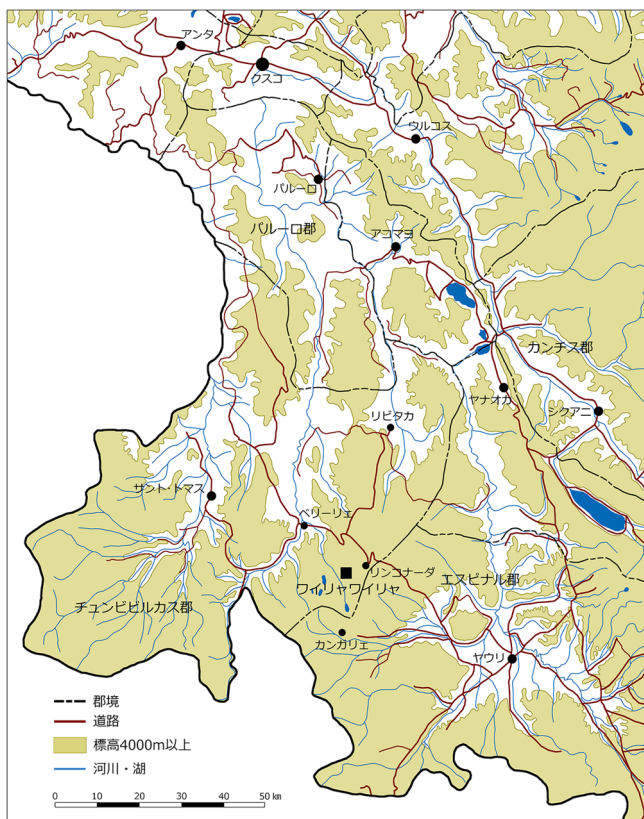


図1 調査地周辺地図（筆者作成）

⁸ 成員のセンサスと同時に、2004～2005 年に所有家畜に関する聞き取りも行った。ただし家畜数は屠畜や生体の売買により、かなり流動的である。

⁹ 2004 年から 2005 年にかけて筆者が行った共同体のセンサスと有権者名簿による。

¹⁰ 入手できた 2004 年 12 月作成の名簿では、被扶養者を除く成員数は男性 85 人、女性 69 人であった。有権者名簿は住民名簿を兼ねている。成員権をもつようになれば総会での発言権も得られるが、親の「扶養」で登録された者は、総会に出席して発言しても正式な意見とは認められないというケースもみられた。

¹¹ 現在の領域の一部がアシエンダであったことは、複数の成員からの聞き取り調査で明らかであるが、文字資料は入手できなかった。

の話し合いのすえ、ヒツジ約 40 頭を進呈することで分離がかなった。両者の距離は遠く往来が不便であり、また村長などの行政的に認められた独立した代表者や行政組織を自身のものとしてもち、政策の意思決定を自分たちで行いたいという理由からであった。法人登録簿には自治委員会と総会の役割についても明記されており、コムニダ・カンペシーナの行政体制としては総会が最高機関であり、総会は「共同体の成員権をもつ者によって構成される」とある。

独立時に作成された局長決議文書 (Resolución Directoral) には、「属村として占有してきた領域を譲渡されることで合意した」と記録され、これにより土地は共同体の固有の領域となった。不動産登記簿 (Registros de Propiedad Inmueble) によると、土地の権利はワイリャワイリャ共同体が所有し、これは先に述べた法令 24657 号によるとあり、「税負担はなし」と明記されている。

隣接する共同体との境界についても隣接地証明書 (Acta de Colindancia) が作成された。証明書には各境界の方角や境界線の距離、境界標として設置された標石 (saywa) の名称、合意した日付と場所、代表者の署名等が記録された。これらの記載に加え、隣接するハトゥン・コリャナ (Hatun Ccollana) 共同体からの土地の移譲についても記されている。ハトゥン・コリャナが所有し、ハトゥン・コリャナと共同で管轄してきた場所は、ワイリャワイリャが長い間用益権をもって運用してきた場所であるため、1994 年 11 月 29 日の総会での合意によりワイリャワイリャに割譲されたというものである。返礼として、ハトゥン・コリャナに 1~2 歳のラクダ科動物 52 頭が譲渡された。

これらの文書からは、コムニダ・カンペシーナとして承認されるには隣接地との境界、すなわち共同体の外縁を明確化する必要があること、母村からの独立や隣接共同体との境界の画定には牧民ならではの方策が用いられ、両者の合意で決定し、国は介入していないことがわかる。

独立後には自治委員会が組織され、総会では共同体の政策や様々な事案について話し合いが行われている。本稿の主題である土地区分も、総会に付議され実施された。ワイリャワイリャではまた、土地区分と並行して家畜の改良に取り組んでいった。ペルーでは 1960 年代に国際市場における獣毛の価格高騰の影響を受けて、家畜の改良が開始された。当該共同体においては、1996 年に技術者による講習が開かれ、家畜の毛の質の向上を目指し、交配を管理するかたちで改良活動が開始された [鳥塚 2009a]。

III 牧草地の利用方法と土地区分

III-1 土地区分以前の牧草地利用

すでに述べたように、ワイリャワイリャでは、1995 年のコムニダ・カンペシーナ承認を経て、1997 年に土地区分が実施され、牧草地の利用方法が変化した。共同体の土地所有権は、法の規定にしたがって共同体がもつ。このことは土地区分前後で変わることはない。

土地区分以前の牧草地の利用に関しては、領域全体が名目上は共同利用地であり、とくに放牧してはいけない場所があったわけではなく、個人が使用できる場所が規則によって限定されていたわけでもない。しかし、家屋が固定であることから居住地は慣習的に決まっており、放牧する場所も概ねその周辺であった。各家族は慣習的に 3 つのエスタンシアを利用していたという。エスタンシア間の境界は不明確で、川や尾根、岩などの自然物を目印にしておおよその放牧範囲を決めていただけ¹²、他人が放牧している場所に家畜が入ってしまっても、罰が科せられることも問題になることもなかった。つまり、実質的には人びとは特定の牧草地を優先的に利用していたが、それは公的な「用益権」ではなく、成員間の合意により慣習的に決められてきたものであったと言える。

それゆえエスタンシアの所在も慣習的に決まっており、親から子へと引き継がれていた。なかには、領域の端から端まで移動して居住・放牧していた者もいる。各人が使用するエスタンシアは共同体内の一部の場所にまとまっていたわけではなく、エスタンシアと別のエスタンシアのあいだに他人のエスタンシア

¹² 放牧範囲を自然物による目印で判断することについては、他地域でも報告されている [稲村 1995:36, 90]。

が広がることも普通であった。家畜は牧草の状態に応じて、時期をみて移動させる必要があり、その際に誰かが放牧しているエスタンシアを横切ることも通常見られる光景であったという。

Ⅲ-2 土地区分の経緯

ところが、1997年に人びとは共同体の土地を細分し、各人が使用できる区画を決めた。この土地区分は、当時、有権者名簿に登録していた約60人に対して、各人が慣習的に使用し居住していたエスタンシアを中心に区画を割り当てるかたちで行われた。区分は当時の村長の政策として行われたものであり、総会で提案して議論され、区分を行うことが決定された。区画の境界は、当事者同士と自治委員会で現地に赴いて決められた。境界には標石が置かれ¹³（写真1）、議事録に記録されて署名も残されている。共同体内で区分が行われず現在も公共空間となっているのは、中心村落にある小学校、集会所、守護聖人を祀る聖堂、墓地、闘牛場、それから中心村落の中央にある牧草地である。



写真1 区画の境界標（筆者撮影）

区分では、まず、おおよそ7人の親戚・隣人から成る11のグループ¹⁴がつくられ、グループに対して一定の広さの土地が割り当てられた。各グループの区画の境界は、議事録に記録されている。グループ内では、それまでの慣習に基づき、家族ごとに自分たちの居住地とおおよその放牧地を決めた。筆者が現地調査を開始した2004年には、この最初のグループのまま区画を使用しているケースもあれば、区画を2〜3人の小グループごとに分割したケースもあり、完全に個人（家族）使用となるようさらに細分したグループもあった。2008年の調査時には、小グループで区画を使用していた人びとも個人使用へと変えたケースが増え、全体的に細分化する傾向にあった。

グループに対して土地を分配したと言っても、当初から個人が使用する範囲は区画の中で概ね分かれていたため、グループ内でも別の人が使っているエスタンシアをまたいで放牧することはほぼなかったという。しかし、最初から個人を対象に土地を分割するとめることが予想できたことから、まずはグループに対して分割する方策をとったとのことであった。各区画は地続きとされたので、区分以前に離れたところにエスタンシアをもっていた場合は、どちらか一方を放棄しなければならないこともあった。また、同じエスタンシアに複数の家族が居住していた場合は、その場所の利用者は1家族と決められたため、他の人たちはその住居と牧草地を放棄することとなった。このようにして、土地の「用益権」が公的なものとなり、区画の境界、つまり牧草地の使用範囲が明確化した（図2）。

現在は、区画の中に1家族が平均で3つのエスタンシアをもち、年に3〜4回、2〜3ヶ月ごとにエスタンシア間を移動して周年放牧を行っている。各エスタンシアには住居と家畜囲いがあり、実質的に家族が占有して牧草地を利用している。それぞれのエスタンシアは地続きで隣接しており、徒歩で30分ほどのところもあれば2時間かかるところもある。共同体内に、飛び地のような隣接地以外のエスタンシアをもつことはない。また、外部に土地を所有し、一年のうち決まった期間に家畜群を移動させ、共同体を不在

¹³ 独立時に共同体間の境界に標石が置かれたが、共同体内での区分時にこの方法が応用されたのではないかと考えられる。

¹⁴ 区画の割り当て対象となったグループに関しては、特定の呼び名は存在しない。ここでは便宜的に「グループ」と表記する。

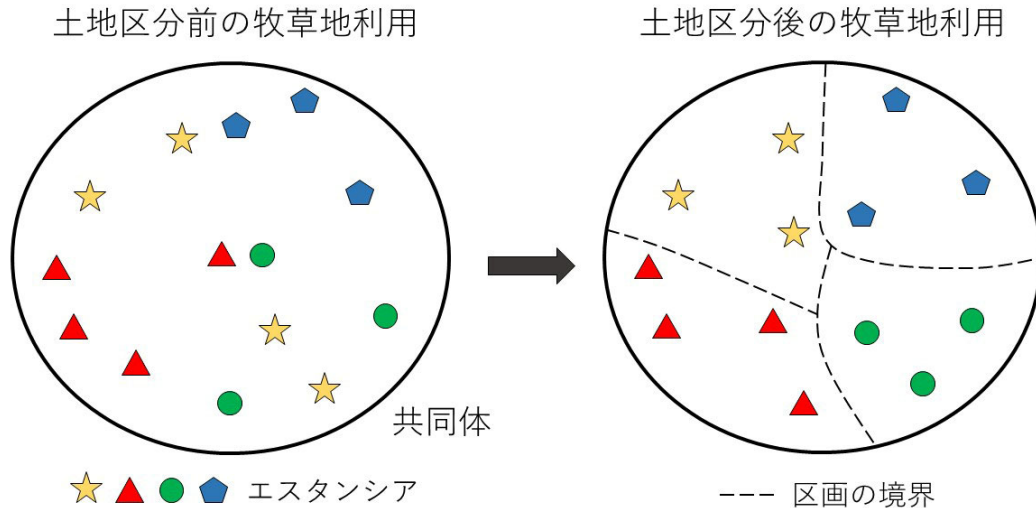


図2 土地区分前後の牧草地利用の概念図

にするというようなことも基本的にはない¹⁵。使用するエスタンシアは原則として親から子へと用益権が相続されるが、婚出した場合はその限りではない。先述のゴメス・ロドリゲスの指摘〔Gómez Rodríguez 1977〕のように、成人した全員が共同体で家畜飼養に専従するわけではなく、なかには自分の家畜を親や兄弟に預けて出稼ぎに出たまま帰らない者もいるため¹⁶、これまでのところ土地相続に関する目立った問題はみられない¹⁷。

土地区分前後の変化をまとめると次の通りとなる。土地の所有権に関しては、区分前後で変わることなく共同体にある。用益権に関しては、区分以前は牧草地使用の優先権は存在していたが、各人が特定の場所の公的な用益権をもつことはなく、使用範囲は限定されていなかった。実際の牧草地使用は慣習に基づき、家族ごとに使用できる範囲が決められていた。区分によりグループや個人に用益権が与えられ、決められた牧草地が排他的に利用されるようになった。しかし、区分はもともと使用していた牧草地の場所を基準に割り当てられたため、共同体全体で大きくは変化していない。変わったのは、地続きではない放牧地が使えなくなったことと、使用範囲が明確化されたことである。また、誰かのエスタンシアを横切って家畜を移動させることもなくなった。

グループのなかでの細分に関しては、その境界が慣習に基づき当事者間で遵守されている場合もあれば、家畜の越境の問題を避けるために柵を設けた場合もあり、共同体で制度化されてはいない。このため、土地区分後の「区画」には、グループに割り当てられた最初の区画と、そのなかで個別化した区画が混在する。したがって、区画間の境界にも、議事録に登録されたものと慣習によって遵守されているものがあるということになる。この区画間の境界の定義は二重の意味で曖昧なままである。ひとつは、グループ内の小区画間の境界は隣人間の慣習によっておおよその線引きがされているため境界自体に曖昧な部分が存在するということであり、いまひとつは、規定された境界とそうでない境界が存在するという意味においてである。この境界の曖昧性がまた、後述する問題を引き起こすひとつの要因ともなっている。

¹⁵ ただし、土地区分後に家畜を大幅に殖やした者のなかには、牧草不足から共同体の周辺に数ヶ月だけ放牧するための牧草地を借りている者もいる。

¹⁶ このような人びとは、まとまった人数で決まった地域に「移住」したわけではない。家族の数人が町で職を得たり、都市に出稼ぎに行ったり、学業のために町に出て卒業後に日雇い労働や鉱山労働で稼いだり、年老いて余生を町で過ごしたりと、牧畜に専従しない理由は様々である。これらは流動的に行われるため、共同体外の居住者を網羅的に把握することは難しい。

¹⁷ 農耕地においても、利用していない耕地の分配や権利の移転などの調整が行われるため、単純に、相続による土地の細分化が利用できる総面積の減少につながるわけではないと述べられている〔木村 1997:146〕。

Ⅲ-3 土地区分の理由

土地区分は利用できる牧草地を制限するものであったことから、区分を実施するか否かで意見が分かれた。区分に反対した人びとのおもな理由は、慣れた住居と放牧地から移動したくない、また区分により利用できなくなる牧草地があるのは納得できない、というものであった。加えて、慣れた場所でないと家畜が落ち着いて牧草を食べないというのも理由のひとつとして挙げられた。

他方、区分に賛成した人びとの理由は家畜の改良にあった。これまでの雑多な群れではなく、市場価値のある白色単色毛をもつアルパカの群れに改良するには、自然交配は不都合である。しかし、利用する牧草地や居住地が近い場合は、互いの家畜が混じり勝手に交配してしまっていた。さらに、牧草地の管理や水場の安定的確保も改良には必要となるため、「自分の牧草地」を明確化した方が土地に責任をもつようになるという考えもあった。区分に消極的だった人にもこのように説明し、最終的には家畜の改良を進めるには土地区分が必須であると納得させた。

特筆すべきは、村長が土地法により土地を区分できることを知り、政策として実施したということである。土地法により、ワイリャワイリャでも制度的には土地の売買が可能となったが、実際に売買が行われたということはなく、現在も既存の領域を保っている。しかし、村長とおそらく土地区分を推進した人びとの頭のなかには、当時すでに「共同体の土地の市場への開放」という考えがあったと示唆される。

区分後は隣人の居住地との距離ができた。放牧形態についても、家畜の改良のために群れを分割して放牧する者も出てきたし、離乳や交配のための囲いを設置するようにもなった。一年を通した牧草維持のために水利工事を行った者や、家畜が区画を越境しないように隣人のエスタンシアとのあいだに柵や石積みを設けた者もいる。土地区分前後では、個人が使用するエスタンシアの数に大きな違いはないが、使用範囲が明確化されたことで、家畜の越境に互いが厳しくなった。

区分の動機であった家畜の改良は進み、交配を管理して白色個体を殖やした。所有する家畜頭数を殖やした者もいる。例えば、区分前は 20 頭ほどの家畜しかもっていなかった者が 2017 年には 100 頭に殖やし、2004 年には 1 頭も家畜を所有していなかった「一番貧しい」と言われる老齢の男性も、現在は 30 頭ほど家畜を所有している。彼らは、牧草地管理をうまく行えるようになったから家畜を殖やすことができたと考えている。改良に成功した者のなかには品評会で賞をとる者もあり、ワイリャワイリャはチュンビビルカス郡のなかでは改良のパイオニア的存在となった。

Ⅳ 牧草地の分割と境界をめぐる問題

Ⅳ-1 土地区分の不平等性

土地区分後に表面化した問題のひとつは、区分の不平等性にある。人びとは割り当てられた区画の面積は均等ではないと言い、狭い区画では家畜を殖やせないという不満はよく聞かれることである。

区画の範囲を示してもらくと、各区画の面積が一樣でないことは容易に確認できる。しかし、区画面積にどの程度の差異があるのかについては不明であった。そこで筆者は、2017 年 8 月に実施した調査において、ハンディ GPS を使用し許可を得た 3 つの区画の範囲を計測した¹⁸。3 つの区画は、調査時には、グループに割り当てられた区画を細分し家族で使用していたものである。おおよその面積は、(ア) 6.1km²、(イ) 0.58km²、(ウ) 0.13km²であった。各区画の使用者の家畜所有頭数は、概数でそれぞれ 350 頭、20 頭、30 頭であった。

(ア) は区分に賛成し改良を進めた者の区画であり、(イ) と (ウ) は区分に消極的だった者の区画である。(イ) と (ウ) の区画使用者は、区分はしたくなかったが総会で発言もしなかったようであり、所有していた家畜が少なかったという理由で狭い区画が割り当てられた。このような区画面積の不均等は、所有

¹⁸ 計測は区画の境界を GPS で測りながら歩くかたちで行った。計測することが物理的に困難な場所や、計測そのものが問題を引き起こす可能性が懸念された場合は、ポイントのみ測定し、聞き取り情報をもとに境界を画定した。

家畜頭数と抛出金に関連しているという。区分時には、所有する家畜頭数に応じて支払い額を 500/350/100/20 ソーレス¹⁹の 4 つのカテゴリーに分け、抛出金が共同体に支払われた²⁰。家畜を多く所有していた者は抛出額も多く、ゆえに放牧に必要な広い土地が割り当てられたとのことであった。

区分では、区画面積だけではなくどの牧草地が割り当てられたかも重要であった。ワイリャワイリャでは、家畜の改良はとくにアルパカを対象に推進されてきた。共同体内には、アルパカが必要とする「ボフェダル (bofedal)」と呼ばれる湿地が豊富な場所もあれば、岩が多く牧草が生えない土地もある。区画の面積は広くても、ボフェダルが少なければ、改良は思うように進まない。牧草地の質はその後の改良に大きく影響したようである。

他方、不満を表していない者は区分を評価し、割り当て方法も正当化する。区分に賛成した者は、「いろんな人が放牧していたから牧草がなくなり、土だけのところもあった」と言い、区分後に区画内の牧草地管理がうまくいっているから改良も進められると語った。

IV-2 区画の境界をめぐる問題

不平等に割り当てられた区画の問題は、境界をめぐっても表出した。ある男性に放牧地でインタビューをしていた際に、隣人がしっかり家畜を見張っていなかったために、この男性の区画に家畜が入り牧草を食べているのを見て、怒りを露わにしたこともあった。区画の境界に柵などがない場合は、家畜は牧草を求めて越境するため、このようなことは隣人間でよく起こる問題である。家畜には区画の境界などわかるわけもない。問題を回避するには、人による境界の管理が重要となる。

ところが、人も少しずつ区画に入ってくることがあるという。区分時に互いの合意で境界を決めたという兄弟も、次第に兄が弟の区画に入り、勝手に小屋を建ててしまったことから、弟が境界の画定を総会に付議して問題の解決を委ねたという事例もみられた。次の事例も同様に、隣人である親族間で起こった問題である。

A は父を早くに亡くし、区分時はまだ 10 代で住民登録しておらず、母が区分の対象となった。共同体で牧畜活動を行う兄弟は A の他にいない。区分後少しずつ、父の弟である叔父が「以前そこに自分たちも住んでいたから」と言って、A たちの区画の一部に入って放牧するようになった。そこは A の母と別の隣人との境界として標石を置いたと議事録にも記録されている。それでも叔父は、自分たちの場所だと言って小屋を建てた。叔父が侵入した場所には湧き水がありボフェダルになっているため、A たちも手放したくない。しかし、これ以上もめたくないから叔父が放牧しても何も言わないようにしている。

区分時には、隣人との境界を明確化するために、互いの合意で標石が設置されたはずなのに、なぜこのような問題が生じるのだろうか。家畜は標石があっても関係なく越境してしまう。しかし、人間にはその理屈は通用しない。共同体内には、標石が並べられ明確に境界だとわかる場所もあれば、川や岩や山の頂上など自然物が境界の目印となっている場所もある。これらは区画の境界として議事録に記録されてからは、以前よりも意味をもつものとして認識されるようになり、人びとはそれらの「境界」にも「越境」にも敏感に反応するようになった。しかし、境界をめぐって問題が生じたとしても、全員が柵を設ける等の物理的な措置をとるわけではないし、すべての境界に設置できるわけでもないため、境界は曖昧なままである。他地域においても、牧草地を利用する人が少ない場合、隣人が勝手に家畜を放牧して牧草地に侵入したという事例が報告されるように [Palacios Ríos 1988:188-189]、恒常的に牧草地を使用していないと、家畜にも隣人にも侵入されてしまうのである。

¹⁹ ソル (Nuevo Sol) はペルーの通貨単位で、1 ソルは約 30 円である。

²⁰ 抛出金は、小学校の校舎の建築や公共建造物の改修、公文書の登録の支払い等に充てられた。

IV-3 土地区分問題の再燃

このように、97 年に行われた土地区分は、その後はおもに隣人間の問題として時折表面化していた。しかし、2016 年に村長の B が総会で再区分を行うことを提案したため、共同体全体を巻き込んで区分問題が再燃した。

B は町の学校で畜産学を学んだ。成員の収入を増やして生活をより良くするには、それぞれが家畜を殖やし、改良を進める必要があると考えていた。しかし、区分後に牧草地が不足している人もいた。このことから、区画の不均衡を正す必要性を感じて再区分を提案したという。彼は当時 20 代・既婚で、父の区画で父の家畜と一緒に自分の家畜を放牧しながら、町でも日雇い労働やバイクタクシーの運転手などで不特定の収入を得て、共同体と町を行き来する生活をしていた。

再区分の提案に賛成したのは、家族・親族や P 家の人びとであり、年齢層は 20～40 代の者が多く、B と同様に町と共同体を行き来する者もいた。B の家族・親族と P 家の人びとは、中心村落周辺の狭い区画を割り当てられ、そこで放牧を行っている。再区分に賛成したおもな理由としては、区画が狭く牧草が不足し家畜を殖やせない、親の区画ではなく自分の区画で家畜を飼養したい、97 年の区分は不当だったと感じている、というものであった。

他方、再区分に反対したのは、おもに S 家と H 家の人びとや区分時の村長の親族であった。彼らは比較的広い区画をもつと言われており、そのうちの一人は先に例示した 3 区画のひとつである（ア）区画に用益権をもつ者である。加えて、共同体の 3 つのセクターのうちのひとつで、中心村落から最も遠くに位置するセクターに区画をもつ人びとも反対した。彼らは区分以前も同じセクターで放牧しており、他の 2 セクターと比べて区分での移動は少なかった人びとである。年齢層は幅広いが、50 代以上の者が比較的多かった。また、若者でも家畜を親に預けて完全に町で生活する者たちは、再区分には反対した。住居や囲いなどを改善したので手放したくない、慣れた場所を離れたくない、狭い区画でも今の場所がよい、というのがおもな理由であった。

賛成・反対どちらにも与せず、総会でも発言しなかった人びともいる。（イ）や（ウ）の区画使用者も、自分の区画は狭いと思っていても何も言わなかったという。中立の立場をとった者の一人は B の親族であったが、彼は共同体内でもめ事が起きるのを嫌い、常にどこかのグループに入ることを避けている。また老齢を理由に、議論自体に参加しなかった者もいた。

B は、97 年の土地区分は決定事項ではないと考えたため再区分を提案したという。その根拠は登記（Registro Público）にあった。登記をするためには、区分された土地の測量を行う必要がある。しかし、97 年の区分時には正式な測量は行われなかったという²¹。登記があつて初めて公的な区画となるため、現在使用している区画は試用期間のままであるというのが B の主張であった。再区分の議論は彼の任期が終わると同時に立ち消えたが、区分と区画に対する人びとの考えや立場が前景化した出来事であった。

V 土地区分・再区分問題の争点

このようにして表れた牧草地区分をめぐる問題は、なぜ 20 年経っても解決しないのだろうか。本章では、問題の争点を、1) 不平等性と成員間の人間関係、2) 若者の考えと生業の変化、3) 区画の認識、4) 登録の正当性の 4 点に整理して考察し、表面化した問題の背景に何があるのかを明らかにしたい。

V-1 不平等性と成員間の人間関係

土地区分が問題となったのは、面積と質の不平等性にあった。分割された区画面積の大小の差の根拠は、区分当時の所有家畜頭数の差にあり、すでに述べたように拠出額とも関係していた。支払額は 4 つのカテ

²¹ ただし、共同体の議事録にはグループ全体の区画面積は記されているので、何らかの測量は行われたと思われるが、聞き取りから情報は得られなかった。

ゴリーに分けられていたが、同じカテゴリーのなかでも面積の不均等はみられるため、明確な基準をもとに区画配分が行われたわけではないことは明らかである。「拠出金は区分とは関係ない」と話す者もあり、「多く支払ったから広い区画が与えられた」という説明は、不平等さを正当化するための言説であると考えられる。

また、牧草地の質の良し悪しは区分後の家畜の改良に影響したため、質の不平等も不満として表出した。共同体の土地は都市のように平地に整備されているわけではなく、面積と質を考えて平等に分割することなど不可能であり、人びともそのことは理解している。さらに、割り当て場所は区分以前の慣習的使用を踏襲して行われたので、以前に住んだことがない場所が自分の区画となったわけではない。住居がある慣れた場所に区画をもつことは、人びとが共通して望んだことであった。したがって、改良を進めたくても自分の区画にはボフェダルがない、牧草地が乾燥しているという不満は、現在の区画に対してというより、土地区分によって利用できなくなった場所に対しての不満であろう。

所有していた家畜頭数が多かった人たちには、広い区画が割り当てられた。彼らが区分を正当化する際の言い分は、「家畜をたくさんもっていたのはその前に働いたから」であり、「怠けていた人は少ししかもっていなかった」というものである。このように、小さな区画が割り当てられた原因を、怠惰という個人の性質に帰着させた。再区分時にも、「きちんと家畜管理ができず殖やせない人びとに、広い土地や良い土地を与えても土地を管理できるはずがない」という理屈で反対した。すなわち、家畜を多くもつ者は働き者で、これが広い区画を割り当てられた根拠となり、その結果、改良も進められたと考え、対して家畜が少ない者は怠け者で、これが狭い区画割り当ての根拠となり、改良が進まない原因であると考えている、という構図が浮かび上がる。

対して、狭い区画を割り当てられた者のなかには、区分のやり方を問題視する者もいる。Cは、「村長、検察、書記の家族が広い土地をとった」と語り、自分たちは「騙された」から狭い区画になったと考えている。村長は検察役の娘婿、書記は検察役の甥の関係にあり、区分時の自治委員会を構成していた彼らは検察役を中心に親族・姻族関係にある。Cは、彼ら一族が共同体の政権を握っていたから広くて良い区画を取ったと考え、区分のやり方とともに当時の自治委員会のメンバーに対しても不満に思っていた。しかし、問題になるのが嫌で何も言わなかったという。

先に述べたAの事例に関しても、区画の越境は個人間の関係性と切り離せないものである。土地区分後に区画の用益権をもったのはAの母であったため、Aの母とAの叔父との義理のキョウダイ関係のなかで、区画間の境界に敬意を払って放牧を行ってきた。聞き取りによると、Aらと叔父家族は一時期、一緒に住んでいたこともあったというが、Aの母と叔父とのあいだにちょっとしたもめ事があったとのことで、それ以降はそれぞれの区画でしか居住していない。このような状況で世代交代が起こり、Aが中心となって区画を使用するようになった。つまり、2つの家族の関係は、甥と叔父の関係に変化したのである。この世代間の関係の差異という個人的な関係が、Aの叔父による区画の越境という横暴な行動に反映されたと捉えることができよう。

再区分が提案されると、再区分に反対する人びとは「問題にしているのは〇家の人たちだ」と言い、再区分を提案したBの一家や賛同したP家に問題があるから諍いが起きたと考えるようになった。再区分では、グループに対してではなく、家族に対して土地を割り当てることが要求されたため、家族間の関係性が顕在化したのだろう。成員の一人によると、昔は隠居生活をしている年寄り同士は互いに訪ね合うこともあったようだが、兄弟のような関係にあった者同士も区分後から家族同士の仲が悪化し、関係が悪くなっていったとのことであった。このような不和は牧畜活動にも影響し、「以前は甥が自分の家畜を放牧してくれていたけど、今は区画のことでもめているのでやめてしまった」と語った者もいる。

土地法の公布により、共同体の土地を区分し個人所有とする権利が与えられると、先住民は区画に対する個人保証をもつ欲望と、生きるために必要だった共同連帯を失う恐怖というジレンマに直面すると指摘されており [Del Pozo-Vergnes 2004:150]、同様の事態は当該共同体にも当てはまる。そして、人びとはジレンマのなかで表出した問題の原因を、人間関係や個人あるいは家族の性質に求めているのである。そう

であるならば、不平等性の問題は区画を均等にして再分配しても解決できるものではなく、背景にある根本的な人間関係を調整しなければ解決できない問題だと言えよう。

V-2 若者の考えと生業の変化

再区分には、区分後に家畜を殖やした者、あるいは殖やしたい者や、親世代が「騙された」と考える若者が、村長となった B を中心に不均等な区画の是正を求めて問題を再燃させたという側面があった。B のように、家畜の改良に関する技術はもっている、区分当時に成員権がなかったため「自分の区画」をもたない 20～30 代の若年層が、共同体で生活して牧畜活動を営み、改良を推進するために、自分の区画を求めて再区分に賛成したのは当然の成り行きのようにも思える。親から区画の用益権を相続する場合は、兄弟でさらに牧草地を細分することになるため、共同体で牧畜に専従して生活するのは困難だと考える若者は多い。

しかし、再区分に反対した人びとの多くは、彼らは共同体に戻りたいわけではなく、「共同体の土地が売れるようになったら売ろうと考えているのだろう」と口をそろえて言った。これには根拠もあり、再区分したいと主張した者のなかにはほとんど共同体に居住せず、家畜を飼うだけの生活を古く退屈なものだと考える者がおり、「共同体で家畜を改良するため」「共同体の未来のため」という言葉に真実味がないからである。

20 年前の区分では、町で生活していた者でも割り当ての権利はあったため、都合よく一時的に共同体に戻ってきたという。近年では、共同体で恒常的に生活する者の数は減少し、町を生活の基盤とする者も増えた。この状況で同じことが起こると、再区分で割り当てられる土地面積は、今よりもさらに小さなものになるかもしれない。このように考えると、共同体で牧畜活動を営むための再区分ではなく、いずれ土地を売買することを考え再区分が提案されたのだ、という推測は的外れではないように思える。

共同体間の土地売買が可能になったからと言っても、実際にはワイリャワイリャ周辺では土地の売買は行われていない。しかし、売買の可能性も含め、外部社会の変化によっては土地が価値ある資本となると考える者が以前よりも増えたことは間違いない。そして、とくに若者のなかはこの考えをもっている者が多いのも事実である。単純化すれば、「市場経済に慣れた若者」対「既存の生業のあり方を優先する年配者」という対立の構図が描出できるだろう。97 年の区分時には、共同体の人びとの生業活動の中心は牧畜にあり、家畜の改良推進が目指すべき共同体の姿であったが、20 年の間に牧畜以外の経済活動への関心や、そのための土地利用という発想が芽生え、これらの新旧の考え方の齟齬が再区分での対立というかたちで表れたと捉えられる。

V-3 区画の認識

土地区分をめぐる軋轢のひとつは、隣人との区画の越境に関するものであった。人びとに区画を図示してもらおうと、図には山や丘、川、湖などが描かれ、そこに区分後に設置された標石が点として描かれる²²。実際には牧草地に線が引かれているわけではないため、わかりやすい目印がないところでは、正確な境界を把握することは困難である。このような境界や区画を、彼らはどのように認識し共有しているのだろうか。

例えば、区画の範囲をよく知らない共同体外部の人を放牧の人手として雇う場合は、最初に区画の境界を案内し、家畜が越境しないよう注意を促しているという。子供が家畜番をする場合も、親が子に自分たちの区画の範囲を教える。このように、区画の境界は単に目印によって認識されるだけのものではなく、日々の放牧実践により経験として認識してゆくものである。つまり、彼らの経験知から立ち現れてくるものに他ならない。再区分が問題となった際にも、仮に再区分するとして「一度も住んだことのないところ

²² 境界や土地に対する認識については、牧民の空間認識の視点から議論を行う余地はあるが、ここでは詳細な考察は行わず稿を改めて論ずることにしたい。

に住めるのか」と、慣習を引き合いに出し再区分が現実的ではないと訴える人もいた。彼らが居住し放牧する場所は、ほとんどが区分以前から住んでいた「慣れた場所」であり、時期による牧草の状態や土地の性質、水場や危険な場所の所在、儀礼を行う対象においても、彼らは慣習と結びつく場所性を重視しているのである。

それでは、人びとは排他的に使用している区画を「私有地」と捉えているのだろうか。調査時には、年老いて一人でエスタンシアに住むことが困難で、区画を使用していない者がおり、隣人が彼の区画を使用している事例があった²³。子供たちは共同体には居住せず、牧畜にも従事していない。彼自身も共同体と子供が住む町とを行き来し、共同体で過ごす時間は年々少なくなっている。彼が亡くなったら区画はどうするのかと成員に尋ねたら、「親族の誰かが使用するか、親族が共同体の人に貸すのだろう」とのことであった。独身で、一人で区画の用益権をもつ別の男性の場合も、自分が死んだら「兄弟のものになる」と回答した。

成員権・用益権と実際の牧草地使用との関係については、出生の共同体から出ていっても成員権は残り、一時期に家畜を放牧すればまた成員とみなされる地域もあれば [Palacios Ríos 1988:186]、その土地で家畜を飼って生活すると土地の用益権はあるが、使わないと失う地域もある [Casaverde 1985:282]。上の事例から考えると、ワイリャワイリャの場合は、土地を使っていないからといって完全に区画の用益権を放棄したとはみなしていないようであり、成員権も失うわけではない²⁴。使用していない区画を共同体内部で売買できるものとも捉えてはいない。つまり、区画は「所有地」という認識ではないと言える。これはコムニダ・カンペシーナの土地に「個人の所有権はない」という制度的規定と符合する。

むしろ彼らが所有権を強調するのは、区画の中に建つ住居や、家畜の改良のために設置した柵や囲い、工事を行った水路等である。囲いや水路は「用益権をもつ自分の区画」だから、資本を投入して改善したり新たに設置したりしたものである。再区分に反対した人びとが強く主張したのは、再区分を求める人たちは、その投入された労働と資本を考慮していないということであった。

登記を行って私有地化すれば、区画の越境問題は解決できそうにも思える。しかし、現状は慣習による認識が優先され、明確な線引きは行われていない。共同体で牧畜に従事する人びとは、97年の区分で一部の放牧地は失ったにせよ、その後は割り当てられた区画に慣れ、自身の区画をより良くしようと努力をし、そのことがまた場所に対する思い入れを増幅させたのだろう。それゆえ、狭い区画をもつ者でも再区分には賛成しなかったと考えられる。ここからは、必ずしも区画面積の均等化が問題解決の最善策とはならないことが明確にみてとれる。

V-4 登録の正当性

再区分の話がもち上がった際には、何を97年の土地区分の「正式な記録」とするのかも争点となった。賛成派は、区分の記録が国家登記監督局 (Superintendencia Nacional de los Registros Públicos) にはないから区分は正式なものではなく、試用のままだと主張する。他方、反対派の「区分は正式なものである」という根拠は総会議事録にあり、コムニダ・カンペシーナにおける最高意思決定機関である総会の決定とその記録こそが正式なものであると主張した。

国家登記監督局に所蔵されている法人登録簿には、「1995年12月5日の総会議事録により、ワイリャワイリャは土地区分を承認することで合意し、同年12月27日に区画のための見取り図が提出された」と記録されている²⁵。しかしここには、区画を割り当てられた人物（あるいはグループ）の氏名や隣人との境界等の詳細については記されていない。一方で、ワイリャワイリャの総会議事録を参照すると、1997年2月4日～6日、5月7日～8日の日付で、区画を割り当てられたグループのメンバー名、標石の名称等の

²³ この使用が、契約を交わし草地利を支払い行っているものか、無断で使用しているのかは不明であった。

²⁴ 共同体の成員であることで、共同体の資源を利用する権利を有するとみなされるものの、資源へのアクセス権は、共同労働や祝祭の役職を引き受ける等の義務を果たすことで得ることができるという事例もある [Pinedo 2000]。

²⁵ 記録は1999年8月21日付となっている。

境界の詳細、区画面積が書かれており、村長・書記・区画グループのメンバーの署名がある。区分の承認を得た証拠として総会出席者全員分の署名も残され、区分は法令 26505 号（土地法）により行われたとも記録されている。

要するに、国の機関である国家登記監督局には「区分をすることが承認された」という記録はあっても、「どのように区分が行われたか」という記録は共同体の議事録にしかないのである。このことから考えると、B らの言う「区分は公式ではない」とは、区分の実施そのものに対してではなく区画の詳細に対してである、ということになる。区画地図に関しても、作成された見取り図が正式な測量に基づいたものでなかったことは、成員の記憶から確認できる。

さらに、区分後のグループ内での区画の細分は、グループメンバー相互の合意によって行われたため、当然ながら登記はされていない。97 年の土地区分は、総会で決められ議事録に記録されたものであるから、共同体内で制度的に決定されたものである。しかしながら、グループ内の区画分けは慣習に基づき家族単位で分割された。これは、総会に付議して決められたわけではないことから、制度的決定とは言えない。メンバー間の明確な合意があって決められた部分もあるだろうが、多くは「いつも使っている」という慣習や、「これまでも使ってきた」という経験によっておおよその境界を決めてきた。ここに齟齬があると、例示したような問題として表面化する。このような、制度的決定による区画と、慣習的決定による区画が混在している矛盾が、再区分のひとつの火種となったのである。

土地区分について、何を正式な記録とみなすかという問題は、国家の決定（登記）と共同体内部での決定（議事録）という二重規範と関連している。根拠となる文書・制度が二重に存在することに加え、実際の牧草地の使用については成員間での慣習や放牧による経験が優先されており、誰がどの牧草地を、何に基づいて正当に使用するのかということの根拠となるものが複数存在することで、問題も複雑化していると考えられるのである（図 3）。

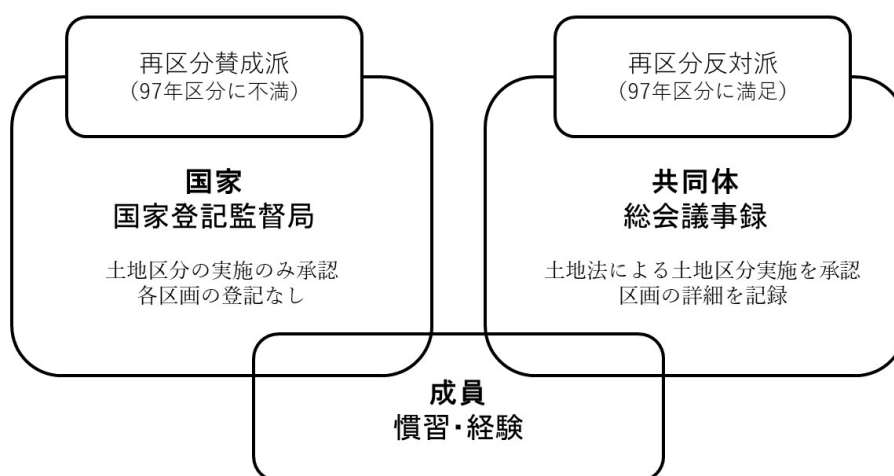


図 3 再区分問題の構図

VI 制度と慣習の間

VI-1 外部の排除と内部の規範

ここまで述べてきたアンデス牧民共同体で生じた牧草地の分割をめぐる問題は、共同体内部だけの問題というわけではなく、国家の制度とも関連する問題であるとはじめに言及した。ペルーの土地所有制度においては、一方ではコムニダ・カンペシーナであるため容易に外部に領域を広げることができないという問題を伴い、他方ではコムニダ・カンペシーナの外縁は維持され、不可侵の領域として保護されてきたと

いう特徴があった。この微妙なバランスの上に成り立ってきたコムニダ・カンペシーナの構造が崩れる可能性があるとするれば、それは、土地法によるコムニダ・カンペシーナの土地の自由市場への開放が現実になる時ではないだろうか。石井は、アンデスの共同体は地域社会の基本単位となってきたもので文化の一部であるため、私有地化によって共同体が破壊・消滅するなら問題であると指摘している²⁶ [石井 2008:282]。

ワイリャワイリャの人びとによる土地区分も、将来的な土地売買を見越して行われたという側面もあった。土地売買について聞き取りをすると、区画の正確な範囲を測量し地図を作製したら「誰にでも売ることができる」とのことであった。しかしながら、制度的には売れるようになって「外部の人には売らない」と言い、その際には「ワイリャワイリャの人に売る」と、聞き取りを行った全員が回答した。木村は、人びとが言う「共同体の土地は共有である」とは「外部の者には売らない」という意味であると述べている [木村 2018:9]。ワイリャワイリャでも「所有者になって外の人に土地を売ってしまったら、もう共同体ではない」と言う者もあり、このような説明は、今のところ共同体を維持してゆこうとしている意志の表れであると捉えることができる。

隣接共同体との境界には境界石が置かれているが、石積みがない部分の方が多い。農耕地であれば、耕作されている場所は明確にわかるだろう。しかし、牧草地の場合は使われているのか放棄されているのか、あるいは休閑地なのかはすぐにはわからない。このような場所は、区画間の境界の確認方法と同様に、日々の放牧により互いの境界が確認される。他の共同体と隣接する場所に区画をもつ者は、家畜が別の共同体の牧草地に入らないよう、とくに境界に注意して放牧を行っている。こうすることによってまた、他の共同体の人びとを自分たちの領域に入れないという態度を示し、外部を排除することになる。

それでは、共同体内部ではどのような規範がはたらき、互いの区画や境界を維持しているのだろうか。重要なのは、区分も再区分も総会で話し合われた事項であったということである。97年の区分は総会で決定され、割り当ては住民登録をして成員権を有していた者に対して行われた。共同体成員であるということは、総会に参加する義務とそこでの発言権をもつことになる。逆説的に言えば、総会に出席して共同体の決定に参加することは、自分が共同体成員であることを証明する行為でもある。総会で「成員の総意」により決定したことは遵守する必要があり、この合意に対する敬意こそが、不満はあっても強引な行動に出ない規範としてはたらいっていると考えられる。土地区分も成員の合意により決定されたものであり、それが20年前のことであっても、矛盾を感じることはあったとしても、実際に決定を下した人びとが、現在も決定事項にしたがって運用している土地利用のあり方を覆すほどの決定を、再区分ではできなかったのである。

VI-2 制度と慣習の間での「問題」の調整

当該共同体では、土地区分によって個人が利用可能な牧草地範囲は限定されたとはいえ、区画と用益権を明確化したことで牧草地を改善し、家畜の改良も進み、一部の人びとは家畜を殖やすことにも成功した。しかし、家畜の増加は牧草不足を招き、少しずつ区画の境界を越えて放牧し、隣人の区画に侵入して小屋を建ててしまったという者や、「以前も使っていた」という慣習により、決められたルールを破って区画を越境する者もいた。

先住民社会で慣習が優先されることは珍しいことではなく、土地問題の解決に慣習法が優先されることは他地域における事例からも報告されている [例えば、石井 1998; 禪野 2006]。ワイリャワイリャでは、コムニダ・カンペシーナの領域決定の際には「その地を長く使用していた」という慣習が基準のひとつとなり、97年の土地区分でも「そこを使用していた」という慣習に基づき区画が割り当てられた。区分後は

²⁶ 土地を細分して私有地化したため、共同体は領域の単位としては認識されなくなったが、国が海外企業に勝手に共同体の土地の一部を売却した際に、問題の調整・交渉を行う主体として共同体が機能したという事例もみられる [Burneo 2016]。コムニダ・カンペシーナの土地の私有化は、社会・政治的まとまりとしてのコムニダ・カンペシーナの解消に直結するわけではないのかもしれない。

日々の放牧により区画の境界を確認し、また牧草地を使うことで用益権が主張される。使用していないと、区画に侵入されても文句は言えないのである。

区分以前もその後も、人びとは経験知として自身の放牧範囲を認識しているが、区分後の境界は明確に規定されたものとなった。経験・慣習による放牧範囲は曖昧なものであり、いつもより少々はみ出ても、誰かと重複しても問題はなく、彼らはそのような考えで放牧を行ってきた。しかし、「越境してはいけない」という曖昧さを許容しないルールがもたらされると、人びとは境界、さらには境界を挟んだ2つの区画の差異を意識するようになった。隣接する場所で放牧する時期は、互いが互いを見張るような状況となり、区画が狭く常に同じような場所で放牧する場合はとくに、境界線が「見える」ようになったのである。

牧草地利用は、慣習がその原理としてあるにも関わらず、外部の制度を取り入れたことによって「問題」として顕在化した。しかし、人びとは区や郡など上位の行政にはたらしかけ、外部に問題の解決を委ねることはない。総会で表出した問題がもめ事であることは確かではあるが、それは根本的な解決が必要な共同体を二分する対立といった類のものではないのだろう。問題について話し合う場である総会は、成員の参与による「交渉の場」として機能し、人びとはどこまでが許容されるか、何を優先すべきかといったことを、互いに様子を窺い図っているのである。ワイリャワイリャでは、不和があったとしても内部で調整し合意することが重要であり、その選択・決定を成員で共有することが共同性としてはたらし、今のところは共同体が維持されているのかもしれない。

VII おわりに

先住民社会の伝統・文化・慣習を優先し保護しようとした農地改革法での決定と、市場経済の浸透を反映した土地法による決定というコムダ・カンペシーナの土地制度の転換は、社会のあり方を反映したものであった。しかしながら、国家レベルでは農地改革と新自由主義による方針の転換が進んでも、その当事者となる先住民社会が変化を受け止め、自分たちで選択し行動を起こすまでには時間がかかる。

ワイリャワイリャ共同体は、1995年にコムダ・カンペシーナとして母村からの独立が承認され、同じ年に新自由主義のもとで土地法が公布された。コムダ・カンペシーナとしての独立はその数年前から母村と協議されていたため、土地法公布を待って行われたものではない。とはいえ、同じ時期に国が打ち出した制度的改革の影響を多分に受けたことは明らかである。1997年には共同体の領域を細分する土地区分が実施されたが、現在まで私有地化はされておらず、新自由主義が目指したコムダ・カンペシーナの土地の自由市場への開放や、土地を担保とした民間投資の呼び込みは、これまでのところ現実的なものとはなっていない。それどころか、土地の細分化は成員のあいだに不和をもたらすものとなり、2016年には区分を不満に思う人びとによって再区分が提案され、問題が前景化した。

本稿では、土地区分によって顕在化した問題の背景について考察を行った。表面化していた問題は、区分の不平等性や区画の越境に関するものであった。しかしその背景には、根本的な成員間の人間関係や、「彼らは怠け者である」といった対立する相手に対する見方が関係していた。さらに、慣習に基づく生活や生業を重視した世代と市場経済の影響を受けた考えをもつ若者世代の対立や、近年の生活形態および牧畜のあり方の変化といったものも、土地区分の問題に映し出されていたと考えられる。再区分の提案に発する問題からは、人びとが放牧地や居住地の場所性、慣習や経験を重視していることがより明確になった。20年前に実施された土地区分に関する記録をめぐっては、コムダ・カンペシーナにおける規範の二重性、すなわち制度的問題が顕在化した。結果としては、慣習が優先され再区分が実行されることはなかったが、これが世代交代によりいつでも変化する可能性を孕んだ問題であることは言うまでもない。本稿は、このような国が定めた法による規定と実態との矛盾、共同体内の制度的決定と慣習の矛盾、という2つの矛盾のあいだのゆらぎをミクロな事例から明らかにすることを試みたものであった。

土地区分により牧草地には境界ができたとしても、境界は放牧実践によって互いに確認されるものであるため、使用しなければ家畜にも隣人にも容易に侵入されてしまう。つまり、完全に排他的なものとはな

っていない。実際に、家畜が越境している場面はよく見られることである。これが問題となるかどうかは隣人との人間関係にある。ワイリャワイリャでは、問題が起きると「自分の区画」が意識され強調されるが、問題がない場合は区画の権利は主張されず、家畜の越境も容認し牧草地を緩く管理している、という曖昧さを意図的に保っているように思える。人の越境はさらに問題になるとしても、人びとは関係が悪化するのを避け、何も言わないという態度をとっていた。牧畜という生業は、年間の活動においていつ誰の助けが必要となるかわからない生業である。農耕を行うことができない土地で、牧畜以外にそこで生きるための選択肢はない。そのなかで、人びとは既存の人間関係にどのように関わってゆくのかを考え、相互に交渉をしながら生活しているのである。不満やめ事があっても最終的には曖昧にしてしまう解決のやり方は、緩く関係をつないでおきたいという気持ちの表れなのではないだろうか。

法令の制定により、コムニダ・カンペシーナの土地も制度的には私有化が可能となったが、私有化するには成員の合意が必要であり、内部でもめているあいだは外部との土地売買は行われない。コムニダ・カンペシーナにおいて政府が目指す経済活性化のための民間投資を導入するには、人びとが主体的に共有地の私有化を実現する必要がある。そのためには、人びとが目指すべき共同体像を共有してひとつの経営組織となるか、そうでなければ個別化するしかない。ワイリャワイリャの場合はこのあいだで揺れ、牧草地をめぐる対立しながらも、自分たちの生業や共同体のあり方を模索しているのである。

本稿では言及しなかったが、コムニダ・カンペシーナの未開拓の土地から地下資源が発見されたことにより、土地問題が国家や海外企業との対立にまで及ぶ事例もみられる [Burneo 2016]。土地に既存の生業利用以外の価値が見出されると、問題の範囲も拡大する。本稿で扱った調査地周辺では、鉱山開発により牧草地を放棄せざるを得なくなった共同体も存在し、これがまた若年層の牧畜離れ、鉱山労働への従事という変化ももたらしている。アンデス高地の牧民共同体が、周囲の環境の変化のなかでどのような選択をしてゆくのか、今後の展開を注視する必要があるだろう。

【謝辞】

本稿は、2018 年 6 月に開催されたアンデス・アマゾン学会第 7 回研究大会における口頭発表の内容をもとに、加筆・修正したものである。本稿に関わる調査研究は、JSPS 科研費 16H07160 および 20K01204 の助成を受けて行われた。口頭発表に対してコメントをいただいた学会参加者の皆さま、有意義なコメントをくださった 2 名の査読者、ならびにワイリャワイリャの皆さまに、記して感謝を申し上げます。

参考文献

Burneo, María Luisa

- 2016 "Transformaciones en el gobierno del espacio comunal: decisiones y dinámicas políticas en torno a los usos de la tierra y la extracción de recursos en el caso de la comunidad San Lucas de Colán-Piura." *Perú: el problema agrario en debate, SEPIA* 16, pp.359-388.

Casaverde R., Juvenal

- 1985 "Sistema de propiedad y tenencia de pastos naturales altoandinos." *Allpanchis Phuturinga* 25, pp.271-285.

Del Pozo-Vergnes, Ethel

- 2004 *De la hacienda a la mundialización: sociedad, pastores y cambios en el altiplano peruano*. Instituto de Estudios Peruanos, Instituto Francés de Estudios Andinos, Lima.

Flores Ochoa, Jorge A.

- 1968 *Los pastores de Paratía: una introducción a su estudio*. Ediciones Inkari, Cuzco.

Flores Ochoa, Jorge A. y Juan V. Nuñez del Prado Bejar (eds.)

- 1983 *Q'ero: el último ayllu Inka, homenaje a Oscar Nuñez del Prado Castro*. Centro de Estudios Andinos Cuzco, Qosqo.

Gómez Rodríguez, Juan de la Cruz

- 1977 "Comunidades de pastoreo y Reforma Agraria en la sierra sur peruana." En *Pastores de puna: uywamichiq punarunakuna*, Jorge A. Flores Ochoa (ed.), pp.241-255, Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

稲村哲也

- 1995 『リャマとアルパカ：アンデスの先住民社会と牧畜文化』花伝社。

Isbell, Billie Jean

- 2005 *Para defendernos: ecología y ritual en un pueblo andino*. Centro Bartolomé de Las Casas, Cuzco.

石井章

- 1999 「新自由主義経済と農地改革：ラテンアメリカの場合」『発展途上諸国の農村開発』（JCAS 連携研究成果報告 1）（山田睦男編）pp.47-71、国立民族学博物館、地域研究企画交流センター。
2008 『ラテンアメリカ農地改革論』学術出版会。

石井陽一

- 1998 「ILO 条約とラテンアメリカ諸国の先住民法：アイヌ新法との比較を含めて」『法學研究：法律・政治・社会』71(1)、pp.229-254。

木村秀雄

- 1997 「中央アンデス南部高地の社会経済」『アンデス文化を学ぶ人のために』（友枝啓泰・染田秀藤編）pp.137-172、世界思想社。
2003 「中央アンデス先住民共同体の土地共有と労働交換」『農業土木学会誌』71(1)、pp.23-26。
2006 "Articulaciones complicadas: haciendas y Comunidades Campesinas del Cuzco." En *Desde el exterior: el Perú y sus estudiosos, Tercer Congreso Internacional de Peruanistas, Nagoya, 2005*, Luis Millones y Takahiro Kato (eds.), pp.99-120, Fondo Editorial de la Facultad de Ciencias Sociales, Universidad Nacional Mayor de San Marcos, Lima.
2018 「農地改革期クスコ農村社会の多様性と制度」『アンデス・アマゾン研究』1、pp.1-54。

Mayer, Enrique

- 2002 *The Articulated Peasant: Household Economies in the Andes*. Westview Press, Boulder.

Mejía, José Manuel

- 1977 "Pastoreo, reforma agraria y desarrollo rural." En *Pastores de puna: uywamichiq punarunakuna*, Jorge A. Flores Ochoa (ed.), pp.257-269, Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

村瀬幸代

- 2013 「チリにおける土地所有制度の成立過程とその特質：活発な農地市場と企業的農業の拡大」『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』（調査研究報告書）（北野浩一編）pp.80-105、アジア経済研究所。

Orlove, Benjamin S. and Glynn Custred (eds.)

- 1980 *Land and Power in Latin America: Agrarian Economies and Social Process in the Andes*. Holmes & Meier Publishers, Inc., New York.

Palacios Ríos, Félix

- 1988 "Bilateralidad y propiedad en una comunidad de pastores." En *Llamichos y paqocheros: pastores de llamas y alpacas*, Jorge A. Flores Ochoa (comp.), pp.179-190, Centro de Estudios Andinos Cuzco, Cusco.

Pinedo, Danny

- 2000 "Manejo comunal de pastos, equidad y sostenibilidad en una comunidad de la cordillera Huayhuash." *Perú: el problema agrario en debate, SEPIA* 8, pp.277-326.

千代勇一

- 2013 「コロンビアの土地所有に関する制度の変遷と農民が土地を所有する意味」『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』（調査研究報告書）（北野浩一編）pp.31-53、アジア経済研究所。

谷洋之

- 2013 「メキシコにおける農地所有制度の変遷」『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』（調査研究報告書）（北野浩一編）pp.13-30、アジア経済研究所。

鳥塚あゆち

- 2009a 「開かれゆくアンデス牧民社会：ペルー南部高地ワイリャワイリャ村を事例として」『文化人類学』74(1)、pp.1-25。
2009b 「アンデス牧民社会における土地区分をめぐる変化と共同体のあり方：ペルー南部高地ワイリャワイリャ共同体の事例から」『イベロアメリカ研究』31(1)、pp.1-18。

山本紀夫

- 2014 「中央アンデス農耕文化論：とくに高地部を中心として」『国立民族学博物館調査報告』117。

禪野美帆

- 2006 『メキシコ、先住民共同体と都市：都市移住者を取り込んだ「伝統的」組織の変容』慶應義塾大学出版会。

採択決定日：2020年12月10日

掲 載 日：2020年12月20日

Sistemas y costumbres en una comunidad pastoril altoandina: el caso de la parcelación de terrenos comunales

Ayuchi TORITSUKA

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

key words : Sociedad Pastoril Andina, Comunidad Campesina, Sistema de Tierras, Parcelación de Terrenos Pastizales, Costumbres

La Comunidad Campesina es una de las unidades administrativas y territoriales en Perú. Fue establecida por la Reforma Agraria que se ejecutó a finales de los sesenta. Desde entonces la Comunidad Campesina tiene derechos autonómicos y tiene su propio territorio comunal. Además, establece que los terrenos comunales no se pueden comprar ni vender, el derecho de propiedad lo tiene la misma comunidad y los comuneros solo tienen sus usufructos. Este sistema de tierras fue cambiado por la “Ley de Tierras (No.26505)”, promulgada bajo el gobierno de Alberto Fujimori en 1995. Su propósito fue abrir las tierras comunales al mercado de tierras como parte de una política neoliberal. Sin embargo, la privatización de las tierras comunales no han avanzado como había estimado el gobierno, aún hay un abismo entre el ideal gubernativo y la realidad de las Comunidades Campesinas.

Se considera que uno de los factores por el que la privatización no ha avanzado es que el manejo de las tierras en las Comunidades Campesinas no es uniforme. No obstante, existen solo pocos informes detallados sobre la propiedad de los terrenos, el usufructo y los modos y usos de las tierras comunales que sustenten de manera documental esta afirmación. En particular, acerca del uso de pastizales las investigaciones son insuficientes y no se puede determinar el uso total de la comunidad ni la relación con el sistema de tierras. Por ello, el presente artículo trata sobre los problemas de parcelación de terrenos pastoriles de una comunidad pastoril implementada en 1997, y la reparcelación que se propuso el 2016. Además, describe la manera del uso de pastizales y discute sobre el dinamismo entre los sistemas de tierras y las costumbres en la Comunidad Campesina.

Los problemas que surgieron después de los procesos de parcelación fueron la inequidad en la distribución de parcelas en término de áreas y calidad, y la falta de claridad en cuanto a sus límites. En este artículo se analiza el fondo de estos problemas desde cuatro aspectos: la inequidad y las relaciones entre comuneros, el pensamiento de los jóvenes y los cambios en sus modos y estilos de vida, el reconocimiento de sus propias parcelas y la legitimidad de los registros de parcelación. Queda claro que las relaciones fundamentales entre comuneros, los puntos de vista de personas con opiniones diferentes, las diferencias en la forma de pensar entre generaciones con respecto a los medios de vida y los modos de vida, y la doble norma en la legitimidad de los registros de parcelación están relacionados. Además, a medida que surgen los problemas, se pone de manifiesto que los comuneros conceden gran importancia a la ubicación de las parcelas, las costumbres y la experiencia en el uso de tierras.

Cuando surgen los problemas antes mencionados, los comuneros los concilian dentro de la comunidad, sin permitir que otros intervengan en la solución de los problemas. La Asamblea General de la comunidad, que es un foro donde se discuten varios temas, funciona como el lugar de negociación entre los comuneros. Participando en la Asamblea General, los comuneros se involucran en los procesos de decisiones, toman decisiones y acatan los acuerdos de manera conjunta y consensuada. Esto funciona como una comunidad. De manera que aún se mantiene la comunidad.